

# 住民提案箱

## 「ていあんくん」 を設置しています

町では、町民の皆さんの声を広く聴く「広聴」機能の向上のため、住民提案箱「ていあんくん」というネーミングで町内の8か所に設置しているほか、町ホームページにも専用のページを開設しています。

ていあんくんには、町に対するご意見やご要望・ご提言、苦情、照会などが寄せられ、担当課などでその対応を協議し、町政に反映させるよう努めていますが、中には新聞の切り抜きや細かくちぎられた紙が投函されていたり、ホームページからは、他人になりすまし宛先不明の投稿があるなど、正しく利用されていないケースが見受けられます。

今回は、住民提案制度「ていあんくん」の利用について紹介します。



この箱にみんなの意見が  
投函されてるんだね。

施設の大きさにあわせた「ていあん箱」を  
町内の8か所に設置

### ▽住民提案制度の目的

住民提案制度は、町民の皆さんの声を広く聴く「広聴」の機会を設け、町と町民の情報伝達をスムーズに行い、その提案が町の発展につながることを目的に「住民提案制度実施要綱」を定めて実施しています。

### ▽「提案」を意義するものは

要綱において、「提案」は、町政に関する提案、意見、相談、苦情、照会を意味しています。

### ▽要綱で定める「町民等」とは

住民提案制度は、町民のほか、町内に事業所を有する個人または法人、団体や事業所等に勤務する方、学校に通学する方、町税の納税義務がある方などです。

### ▽提案箱の設置場所

役場早来庁舎・追分庁舎、追分公民館、早来公民館、安平公民館、遠浅公民館、北海道銀行追分支店、追分郵便局の8か所に設置しています。

### ▽提案の処理の流れ

提案箱に投函またはホームページから投稿された提案は、下図の流れで処理されています。

### 【処理の流れ】

(提案を回収)

総務課で提案を受理

町長へ内容報告

副町長指示により担当課で  
対応協議

(担当課の対応)

担当課は提案の処理方針について町長の許可を受ける

提案者が回答を求める場合は、その対処方針について  
回答

同時に総務課長へ対処の状況・結果を報告する

(総務課の最終処理)

住民周知が必要と判断した場合は広報紙へ掲載

